

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	860,067	578,240
現金	138,215	58,594
預け金	721,852	519,645
コールローン	54,022	500
債券貸借取引支払保証金	152,240	286,844
買入金銭債権	465,918	364,291
特定取引資産	※7 1,079,618	※7 1,090,257
商品有価証券	6,640	8,554
商品有価証券派生商品	—	27
特定取引有価証券派生商品	65	19
特定金融派生商品	460,042	355,012
その他の特定取引資産	612,870	726,643
金銭の信託	17,533	22,102
有価証券	※1, ※7 4,891,135	※1, ※7 5,091,016
国債	1,088,453	1,768,616
地方債	25,623	11,766
社債	※15 573,180	※15 426,797
株式	1,030,849	747,850
その他の証券	2,173,028	2,135,986
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 11,033,244	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 11,488,687
割引手形	※6 5,089	※6 4,184
手形貸付	293,713	288,766
証書貸付	9,091,686	9,648,887
当座貸越	1,642,755	1,546,849
外国為替	7,946	12,166
外国他店預け	7,946	12,166
その他資産	2,164,785	1,042,226
未決済為替貸	683	447
前払費用	34	266
未収収益	90,832	72,543
先物取引差入証拠金	4,777	1,369
先物取引差金勘定	3,776	483
金融派生商品	1,801,687	535,080
有価証券未収金	33,302	100,033
その他の資産	※7, ※12 229,689	※7 332,001
有形固定資産	※10, ※11 116,167	※10, ※11 115,011
建物	28,971	28,368
土地	※9 77,343	※9 76,739
リース資産		190
建設仮勘定	61	944
その他の有形固定資産	9,790	8,767

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
無形固定資産	21,472	24,265
ソフトウェア	20,439	23,728
その他の無形固定資産	1,033	536
繰延税金資産	63,670	191,282
支払承諾見返	※15 687,736	※15 567,015
貸倒引当金	△96,799	△136,880
投資損失引当金	△5,514	△1,185
資産の部合計	21,513,246	20,735,842
負債の部		
預金	※7 11,810,218	※7 11,906,026
当座預金	204,125	188,755
普通預金	1,596,512	1,544,025
通知預金	34,474	45,369
定期預金	9,663,967	9,789,382
その他の預金	311,139	338,493
譲渡性預金	2,466,695	2,313,517
コールマネー	140,152	163,641
売現先勘定	※7 790,588	※7 1,236,775
債券貸借取引受入担保金	※7 131,957	—
特定取引負債	339,643	131,702
商品有価証券派生商品	51	—
特定取引有価証券派生商品	308	41
特定金融派生商品	339,283	131,660
借入金	※7 770,820	※7 1,534,606
借入金	※13 770,820	※13 1,534,606
外国為替	469	665
外国他店預り	469	644
売渡外国為替	—	0
未払外国為替	0	20
短期社債	304,814	248,259
社債	※14 315,964	※14 289,882
信託勘定借	747,554	547,115
その他負債	1,965,696	915,509
未決済為替借	380	453
未払法人税等	39,377	3,571
未払費用	83,290	96,247
前受収益	3,708	2,820
先物取引差金勘定	—	2,521
金融派生商品	1,619,713	459,000
リース債務	—	201
デリバティブ取引受入担保金	—	276,793
その他の負債	219,226	73,899

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
賞与引当金	3,954	3,995
役員賞与引当金	75	—
退職給付引当金	212	214
睡眠預金払戻損失引当金	819	890
偶発損失引当金	7,806	6,302
移転関連費用引当金	2,243	698
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,021	※9 5,878
支払承諾	※15 687,736	※15 567,015
負債の部合計	20,493,446	19,872,697
純資産の部		
資本金	287,537	287,537
資本剰余金	242,555	242,555
資本準備金	242,555	242,555
その他資本剰余金	0	—
利益剰余金	426,888	437,538
利益準備金	46,580	46,580
その他利益剰余金	380,308	390,957
海外投資等損失準備金	0	0
別途準備金	301,870	341,870
繰越利益剰余金	78,438	49,087
自己株式	△441	△453
株主資本合計	956,540	967,177
その他有価証券評価差額金	65,936	△97,893
繰延ヘッジ損益	1,629	△1,627
土地再評価差額金	※9 △4,306	※9 △4,511
評価・換算差額等合計	63,259	△104,032
純資産の部合計	1,019,800	863,145
負債及び純資産の部合計	21,513,246	20,735,842

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	682,644	676,156
信託報酬	74,641	64,478
資金運用収益	387,552	357,584
貸出金利息	205,801	197,606
有価証券利息配当金	155,491	141,161
コールローン利息	3,247	1,147
債券貸借取引受入利息	302	277
買入手形利息	5	26
預け金利息	13,310	9,247
その他の受入利息	9,392	8,118
役務取引等収益	92,936	67,808
受入為替手数料	882	936
その他の役務収益	92,054	66,872
特定取引収益	16,288	6,339
商品有価証券収益	108	196
特定金融派生商品収益	11,899	—
その他の特定取引収益	4,280	6,143
その他業務収益	69,736	161,302
外国為替売買益	6,749	11,828
国債等債券売却益	61,734	142,135
国債等債券償還益	—	721
金融派生商品収益	—	3,517
その他の業務収益	1,251	3,100
その他経常収益	41,488	※1 18,641
株式等売却益	30,382	7,214
金銭の信託運用益	103	606
その他の経常収益	11,002	10,820
経常費用	578,715	638,182
資金調達費用	242,158	202,009
預金利息	103,070	91,043
譲渡性預金利息	28,675	18,759
コールマネー利息	3,723	3,655
売現先利息	41,717	28,391
債券貸借取引支払利息	2,582	550
借入金利息	20,830	24,052
短期社債利息	2,580	1,875
社債利息	5,963	5,777
金利スワップ支払利息	19,500	19,707
その他の支払利息	13,513	8,195
役務取引等費用	39,206	39,485
支払為替手数料	379	431
その他の役務費用	38,826	39,053
特定取引費用	2,885	58,367
特定取引有価証券費用	2,885	1,401
特定金融派生商品費用	—	56,965

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
その他業務費用	51,209	23,440
国債等債券売却損	6,592	12,286
国債等債券償還損	6,005	—
国債等債券償却	2,686	11,154
金融派生商品費用	35,907	—
その他の業務費用	17	—
営業経費	135,182	143,417
その他経常費用	108,073	171,462
貸倒引当金繰入額	157	39,446
貸出金償却	5,282	11,045
株式等売却損	991	3,631
株式等償却	25,160	50,244
金銭の信託運用損	2,482	427
その他の経常費用	※2 73,999	※2 66,666
経常利益	103,928	37,973
特別利益	11,048	25,042
固定資産処分益	218	839
償却債権取立益	861	901
その他の特別利益	※3 9,969	※3 23,301
特別損失	1,694	1,477
固定資産処分損	1,612	1,135
減損損失	82	341
税引前当期純利益	113,282	61,538
法人税、住民税及び事業税	65,661	36,132
法人税等調整額	△22,303	△13,529
法人税等合計		22,602
当期純利益	69,924	38,936

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	287,517	287,537
当期変動額		
新株の発行	19	—
当期変動額合計	19	—
当期末残高	287,537	287,537
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	242,536	242,555
当期変動額		
新株の発行	19	—
当期変動額合計	19	—
当期末残高	242,555	242,555
その他資本剰余金		
前期末残高	2	0
当期変動額		
自己株式の処分	△2	△0
当期変動額合計	△2	△0
当期末残高	0	—
資本剰余金合計		
前期末残高	242,538	242,555
当期変動額		
新株の発行	19	—
自己株式の処分	△2	△0
当期変動額合計	16	△0
当期末残高	242,555	242,555
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	46,580	46,580
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	46,580	46,580
その他利益剰余金		
前期末残高	338,715	380,308
当期変動額		
剰余金の配当	△28,468	△28,468
当期純利益	69,924	38,936
自己株式の処分	—	△24
土地再評価差額金の取崩	136	206
海外投資等損失準備金の減少	△0	—
当期変動額合計	41,592	10,649
当期末残高	380,308	390,957

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	385,296	426,888
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	△28,468	△28,468
当期純利益	69,924	38,936
自己株式の処分	—	△24
土地再評価差額金の取崩	136	206
海外投資等損失準備金の減少	△0	—
当期変動額合計	41,592	10,649
当期末残高	426,888	437,538
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△389	△441
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	△81	△66
自己株式の処分	30	54
当期変動額合計	△51	△12
当期末残高	△441	△453
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	914,963	956,540
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	39	—
剰余金の配当	△28,468	△28,468
当期純利益	69,924	38,936
自己株式の取得	△81	△66
自己株式の処分	27	29
土地再評価差額金の取崩	136	206
海外投資等損失準備金の減少	△0	—
当期変動額合計	41,577	10,636
当期末残高	956,540	967,177
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	294,424	65,936
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△228,488	△163,829
当期変動額合計	△228,488	△163,829
当期末残高	65,936	△97,893
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	△9,713	1,629
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,343	△3,256
当期変動額合計	11,343	△3,256
当期末残高	1,629	△1,627

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>土地再評価差額金</b>		
前期末残高	△4,168	△4,306
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△137	△205
当期変動額合計	△137	△205
当期末残高	△4,306	△4,511
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	280,542	63,259
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△217,283	△167,291
当期変動額合計	△217,283	△167,291
当期末残高	63,259	△104,032
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,195,505	1,019,800
当期変動額		
新株の発行	39	—
剰余金の配当	△28,468	△28,468
当期純利益	69,924	38,936
自己株式の取得	△81	△66
自己株式の処分	27	29
土地再評価差額金の取崩	136	206
海外投資等損失準備金の減少	△0	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△217,283	△167,291
当期変動額合計	△175,705	△156,654
当期末残高	1,019,800	863,145



【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来「時価評価されていない有価証券」に分類してきた、海外資産担保証券の一部について、時価の取得とその検証が可能となったことから、「時価のある有価証券」に区分変更し純資産直入及び時価のある有価証券としての減損処理の対象としております。これにより、その他の証券が4,032百万円、その他有価証券評価差額金が2,394百万円減少し、繰延税金資産が1,637百万円増加したほか、経常利益及び税引前当期純利益は14,597百万円それぞれ減少しております。</p> <p>(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 その他 2年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く)  同左
	———	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,724百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,877百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金  同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金  同左
	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	——

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は819百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 偶発損失引当金は、前事業年度において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における当該金額は2,888百万円です。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(8) 移転関連費用引当金 移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。</p>	<p>(7) 移転関連費用引当金  同左</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28,797百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,734百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,058百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,924百万円(同前)であります。</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同左



【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中の「リース資産」が190百万円、「その他資産」中の「その他の資産」が2百万円、「その他負債」中の「リース債務」が201百万円、「資金調達費用」中の「その他の支払利息」が1百万円、「営業経費」が7百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は8百万円それぞれ減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い) 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来に比べて保有した場合に比べ、「有価証券」中の「その他の証券」は2,933百万円増加、「繰延税金資産」は1,191百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,742百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表関係) 前事業年度において「その他の負債」に含めて表示していた「デリバティブ取引受入担保金」は、当事業年度末において資産の合計の100分の1を超えているため区分掲記しております。 なお、前事業年度の「その他の負債」に含まれている「デリバティブ取引受入担保金」は175,685百万円であります。</p>
<p>_____</p>	<p>(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法) 当事業年度より、「特定取引資産」中の「特定金融派生商品」及び「特定取引負債」中の「特定金融派生商品」並びに「その他資産」中の「金融派生商品」及び「その他負債」中の「金融派生商品」に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」中の「特定金融派生商品」及び「特定取引負債」中の「特定金融派生商品」は、1,499,769百万円、「その他資産」中の「金融派生商品」及び「その他負債」中の「金融派生商品」は1,622,747百万円、それぞれ減少しております。</p>

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の「国債」は14,255百万円増加、「繰延税金資産」は5,787百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,467百万円増加しております。</p> <p>当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。</p> <p>また、有価証券のうち、海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の「その他の証券」は3,914百万円増加、「繰延税金資産」は1,589百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,071百万円増加、「その他の経常費用」は2,110百万円減少しております。</p> <p>なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 341,112百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は349百万円、延滞債権額は18,909百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72,206百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,465百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,089百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 354,820百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,297百万円、延滞債権額は62,374百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,456百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,129百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,184百万円あります。</p>

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																										
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">343,204百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,118,018百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">267,889百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">35,211百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">790,588百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">131,957百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">141,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券571,621百万円、その他資産197百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は16,288百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,076百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,468,190百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,883,739百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	特定取引資産	343,204百万円	有価証券	1,118,018百万円	貸出金	267,889百万円	預金	35,211百万円	売現先勘定	790,588百万円	債券貸借取引受入担保金	131,957百万円	借入金	141,900百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">508,253百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,978,002百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">564,548百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">22,097百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">1,236,775百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">701,607百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券698,894百万円、その他資産172百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は15,982百万円、デリバティブ取引の差入担保金は50,144百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,571,867百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,161,143百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	特定取引資産	508,253百万円	有価証券	1,978,002百万円	貸出金	564,548百万円	預金	22,097百万円	売現先勘定	1,236,775百万円	借入金	701,607百万円
特定取引資産	343,204百万円																										
有価証券	1,118,018百万円																										
貸出金	267,889百万円																										
預金	35,211百万円																										
売現先勘定	790,588百万円																										
債券貸借取引受入担保金	131,957百万円																										
借入金	141,900百万円																										
特定取引資産	508,253百万円																										
有価証券	1,978,002百万円																										
貸出金	564,548百万円																										
預金	22,097百万円																										
売現先勘定	1,236,775百万円																										
借入金	701,607百万円																										

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,049百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 94,114百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,214百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成20年3月12日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年3月26日付で上告受理の申立てを行っております。</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金580,895百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は118,207百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託696,894百万円、貸付信託284,609百万円であります。</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,830百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 88,000百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 26,541百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>—————</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金772,240百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は117,673百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託607,193百万円、貸付信託159,492百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—  ※2. その他の経常費用には、海外クレジット投資ポートフォリオの見直しに伴う有価証券の減損損失40,748百万円及び売却損7,480百万円を含んでおります。  ※3. その他の特別利益は、退職給付信託返還益であります。	※1. その他の経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益7,396百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失48,928百万円を含んでおります。なお、当該事業年度より内外クレジット投資関連の有価証券の処理に伴う損失については、その他の経常費用に含めて計上することとしております。 ※3. その他の特別利益は、退職給付信託設定益21,538百万円及びレポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決の確定に伴う還付加算金1,763百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	429	80	32	477	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加80千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少32千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高 (百万円)	当事業年度中の変動額 (百万円)	平成20年3月31日残高 (百万円)
海外投資等損失準備金	0	△0	0
別途準備金	251,870	50,000	301,870
繰越利益剰余金	86,845	△8,407	78,438

II 当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	477	109	61	525	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の株式数の増加109千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少61千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成20年3月31日残高 (百万円)	当事業年度中の変動額 (百万円)	平成21年3月31日残高 (百万円)
海外投資等損失準備金	0	△0	0
別途準備金	301,870	40,000	341,870
繰越利益剰余金	78,438	△29,350	49,087



## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 主として事務機械であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 110万円 無形固定資産 100万円 合計 310万円 減価償却累計額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 400万円 無形固定資産 100万円 合計 600万円 減損損失累計額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 100万円 無形固定資産 100万円 合計 300万円 期末残高相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 700万円 無形固定資産 100万円 合計 900万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 110万円 無形固定資産 100万円 合計 310万円 減価償却累計額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 700万円 無形固定資産 100万円 合計 900万円 減損損失累計額相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 100万円 無形固定資産 100万円 合計 300万円 期末残高相当額 その他資産 100万円 有形固定資産 400万円 無形固定資産 100万円 合計 500万円
(注) 1. 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。 2. 従来、取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額は、「動産」又は「その他」に区分して表示 しておりましたが、当事業年度から「その他資産」、「有形固定資産」又は「無形固定資産」 に区分して表示しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。
② 未経過リース料期末残高相当額 1年内 200万円 1年超 400万円 合計 600万円	② 未経過リース料期末残高相当額 1年内 200万円 1年超 200万円 合計 400万円
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
③ リース資産減損勘定の期末残高 <div style="text-align: right;">— 一百万円</div>	③ リース資産減損勘定の期末残高 <div style="text-align: right;">— 一百万円</div>
④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <div style="text-align: right;">支払リース料 3百万円</div> <div style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</div> <div style="text-align: right;">減価償却費相当額 3百万円</div> <div style="text-align: right;">減損損失 一百万円</div>	④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <div style="text-align: right;">支払リース料 2百万円</div> <div style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</div> <div style="text-align: right;">減価償却費相当額 2百万円</div> <div style="text-align: right;">減損損失 一百万円</div>
⑤ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	⑤ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <div style="text-align: right;">1年内 5,660百万円</div> <div style="text-align: right;">1年超 5,716百万円</div> <div style="text-align: right;">合計 <u>11,377百万円</u></div>	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <div style="text-align: right;">1年内 5,778百万円</div> <div style="text-align: right;">1年超 6,996百万円</div> <div style="text-align: right;">合計 <u>12,775百万円</u></div>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

II 当事業年度(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券償却税分</td><td style="text-align: right;">52,440百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td></td></tr> <tr><td>損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)</td><td style="text-align: right;">36,340百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">11,825百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">22,344百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">122,950百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△8,458百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△50,821百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">63,670百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">45,086百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,735百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,821百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△50,821百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">一百万円</td></tr> </table> <p>差引：繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">63,670百万円</span></p>	有価証券償却税分	52,440百万円	貸倒引当金		損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	36,340百万円	退職給付引当金	11,825百万円	その他	22,344百万円	繰延税金資産小計	122,950百万円	評価性引当額	△8,458百万円	繰延税金負債との相殺	△50,821百万円	繰延税金資産合計	63,670百万円	その他有価証券評価差額金	45,086百万円	その他	5,735百万円	繰延税金負債小計	50,821百万円	繰延税金資産との相殺	△50,821百万円	繰延税金負債合計	一百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">66,910百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却税分</td><td style="text-align: right;">66,861百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td></td></tr> <tr><td>損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)</td><td style="text-align: right;">53,529百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">13,363百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,021百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">203,686百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△8,743百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△3,661百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">191,282百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,661百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,661百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△3,661百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">一百万円</td></tr> </table> <p>差引：繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">191,282百万円</span></p>	その他有価証券評価差額金	66,910百万円	有価証券償却税分	66,861百万円	貸倒引当金		損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	53,529百万円	退職給付引当金	13,363百万円	その他	3,021百万円	繰延税金資産小計	203,686百万円	評価性引当額	△8,743百万円	繰延税金負債との相殺	△3,661百万円	繰延税金資産合計	191,282百万円	その他	3,661百万円	繰延税金負債小計	3,661百万円	繰延税金資産との相殺	△3,661百万円	繰延税金負債合計	一百万円
有価証券償却税分	52,440百万円																																																								
貸倒引当金																																																									
損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	36,340百万円																																																								
退職給付引当金	11,825百万円																																																								
その他	22,344百万円																																																								
繰延税金資産小計	122,950百万円																																																								
評価性引当額	△8,458百万円																																																								
繰延税金負債との相殺	△50,821百万円																																																								
繰延税金資産合計	63,670百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	45,086百万円																																																								
その他	5,735百万円																																																								
繰延税金負債小計	50,821百万円																																																								
繰延税金資産との相殺	△50,821百万円																																																								
繰延税金負債合計	一百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	66,910百万円																																																								
有価証券償却税分	66,861百万円																																																								
貸倒引当金																																																									
損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	53,529百万円																																																								
退職給付引当金	13,363百万円																																																								
その他	3,021百万円																																																								
繰延税金資産小計	203,686百万円																																																								
評価性引当額	△8,743百万円																																																								
繰延税金負債との相殺	△3,661百万円																																																								
繰延税金資産合計	191,282百万円																																																								
その他	3,661百万円																																																								
繰延税金負債小計	3,661百万円																																																								
繰延税金資産との相殺	△3,661百万円																																																								
繰延税金負債合計	一百万円																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.61%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△1.35%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.99%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38.27%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.61%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.35%	その他	△0.99%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.27%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.60%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△4.40%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.52%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.72%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.60%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.40%	その他	0.52%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.72%																																				
法定実効税率	40.61%																																																								
(調整)																																																									
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.35%																																																								
その他	△0.99%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.27%																																																								
法定実効税率	40.60%																																																								
(調整)																																																									
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.40%																																																								
その他	0.52%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.72%																																																								

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	608.96	515.43
1株当たり当期純利益金額	円	41.75	23.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	41.75	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	69,924	38,936
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	69,924	38,936
普通株式の期中平均株式数	千株	1,674,645	1,674,615
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	10	—
うち新株予約権	千株	10	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,019,800	863,145
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	1,019,800	863,145
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	1,674,651	1,674,603

3. 当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、英領ケイマン諸島に、当社が議決権を100%所有する海外特別目的会社STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limitedを設立することを決議致しました。同社は、平成20年6月24日の優先出資証券の発行に伴い、当社の特定子会社となっております。</p> <p>(1) 会社の概要</p> <p>① 名称 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited</p> <p>② 設立の目的・事業の内容及び規模 優先出資証券の発行及び当社への劣後ローンの供与であり、本件発行代わり金は、全額、当社の資本増強に使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定であります。</p> <p>資本金</p> <p>普通株式 16億円 優先出資証券 1,100億円</p> <p>(2) 発行済株式の数及び持分比率</p> <p>① 普通株式 1,600,000株 持分比率 当社 100%</p> <p>② 優先出資証券 11,000株 持分比率 当社以外 100% 議決権なし</p>	
	<p>当社の子会社であるSTB Finance Cayman Limitedは、平成21年5月26日に同社の発行した英ポンド建劣後特約付永久社債について一部買入を行い、その消却益を原資とした配当を平成21年5月29日に決議致しました。これに伴い、当社は同日付けで配当金9,514百万円を受領しております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、当社の子会社である STB Preferred Capital (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還する決議を行い、同社を解散する方針を決定致しました。</p> <p>(1) 償還する優先出資証券の概要</p> <p>① 発行体 STB Preferred Capital (Cayman) Limited</p> <p>② 償還する証券の種類、対象総額等 優先出資証券 8,300株 償還対象総額 830億円 償還予定日 平成21年7月27日</p> <p>(2) 解散する子会社の名称及び概要 名称 STB Preferred Capital (Cayman) Limited 同社の概要等につきましては、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p>

## ④ 【附属明細表】

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	(△265) 92,324	2,189	1,084	93,429	65,060	2,492	28,368
土地	(—) 77,343	78	682	76,739	—	—	76,739
リース資産	—	204	—	204	13	13	190
建設仮勘定	(—) 61	2,537	1,653	944	—	—	944
その他の有形固定資産	(△225) 40,061	4,269	12,636 (341)	31,694	22,926	3,251	8,767
有形固定資産計	(△490) 209,791	9,278	16,058 (341)	203,012	88,000	5,757	115,011
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	65,409	41,680	6,860	23,728
その他の無形固定資産	—	—	—	1,246	709	6	536
無形固定資産計	—	—	—	66,655	42,390	6,866	24,265

(注) 1. 前期末残高欄における( )内は為替換算差額を内訳表示しております。

2. 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

3. 無形固定資産の金額が資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。



【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	(△36) 96,763	136,880	1,257	95,505	136,880
一般貸倒引当金	(△22) 88,415	80,813	—	88,415	80,813
個別貸倒引当金	(△14) 8,347	56,066	1,257	7,090	56,066
うち非居住者向け 債権分	(△14) 720	8,604	—	720	8,604
投資損失引当金	5,514	—	4,329	—	1,185
賞与引当金	3,954	3,995	3,954	—	3,995
役員賞与引当金	75	—	75	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	819	890	320	499	890
偶発損失引当金	7,806	6,302	1,928	5,877	6,302
移転関連費用引当金	2,243	—	410	1,134	698
計	(△36) 117,177	148,068	12,276	103,017	149,952

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………洗替による取崩額
- うち非居住者向け債権分…洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金…洗替による取崩額
- 偶発損失引当金……………洗替による取崩額
- 移転関連費用引当金……………引当額見直しによる取崩額

2. ( )内は為替換算差額を内訳表示しております。

○未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(△6) 39,370	36,329	69,259	2,868	3,571
未払法人税等	(△6) 29,579	26,039	51,933	2,868	816
未払事業税	9,790	10,290	17,326	—	2,754

(注) ( )内は為替換算差額を内訳表示しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	他の銀行への預け金307,331百万円、日本銀行への預け金206,736百万円その他であります。
その他の証券	外国証券2,010,004百万円その他であります。
前払費用	営業経費248百万円その他であります。
未収収益	信託報酬24,027百万円、有価証券利息配当金20,633百万円、貸出金利息18,671百万円その他であります。
その他の資産	前払年金費用118,317百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金65,365百万円、デリバティブ取引の差入担保金50,144百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金287,069百万円その他であります。
未払費用	預金利息76,534百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息1,903百万円、金利スワップ受入利息434百万円その他であります。
その他の負債	有価証券等取引未払金62,808百万円その他であります。

## (3) 【その他】

(信託財産残高表)

資産				
科目	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	447,059	0.49	369,126	0.45
有価証券	11,508,943	12.71	351,435	0.42
信託受益権	61,015,610	67.39	65,304,242	78.90
受託有価証券	434,419	0.48	420,212	0.51
金銭債権	8,908,810	9.84	9,524,281	11.51
有形固定資産	4,343,235	4.80	4,485,986	5.42
無形固定資産	33,370	0.04	37,706	0.04
その他債権	2,822,637	3.12	1,505,504	1.82
コールローン	45,100	0.05	32,700	0.04
銀行勘定貸	747,554	0.83	547,115	0.66
現金預け金	227,355	0.25	192,657	0.23
合計	90,534,098	100.00	82,770,968	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	25,545,526	28.22	13,679,006	16.53
年金信託	7,100,851	7.84	5,999,483	7.25
財産形成給付信託	7,203	0.01	9,268	0.01
貸付信託	278,182	0.31	161,907	0.20
投資信託	21,484,220	23.73	24,659,872	29.79
金銭信託以外の金銭の信託	3,042,883	3.36	2,439,777	2.95
有価証券の信託	15,885,157	17.55	17,200,893	20.78
金銭債権の信託	8,638,407	9.54	9,271,464	11.20
土地及びその定着物の信託	149,581	0.16	51,863	0.06
包括信託	8,402,083	9.28	9,297,432	11.23
その他の信託	0	0.00	0	0.00
合計	90,534,098	100.00	82,770,968	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 前事業年度末60,984,817百万円、当事業年度末65,262,953百万円が含まれております。

3. 共同信託他社管理財産 前事業年度末2,973,373百万円、当事業年度末2,501,909百万円

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末328,913百万円のうち、延滞債権額は14,656百万円、貸出条件緩和債権額は745百万円であります。また、これらの債権額の合計額は15,402百万円であります。なお、破綻先債権及び3カ月以上延滞債権はありません。

5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当事業年度末279,719百万円のうち、破綻先債権額は17百万円、延滞債権額は14,212百万円、貸出条件緩和債権額は266百万円であります。また、これらの債権額の合計額は14,496百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	当社証券代行部(大阪市中央区北浜四丁目5番33号)
株主名簿管理人	該当ありません。
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額。
公告掲載方法	日本経済新聞(注)
株主に対する特典	該当ありません。

(注) 銀行法第20条第6項に定める貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、当社のインターネット・ホームページ(アドレス(URL)は<http://www.sumitomotrust.co.jp/>)において提供しております。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類 平成21年5月22日 近畿財務局長に提出。

#### (2) 訂正発行登録書

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年6月25日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年6月30日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年7月8日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年8月14日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年11月28日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成20年12月18日 関東財務局長に提出。

平成20年3月19日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成21年2月12日 関東財務局長に提出。

#### (3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第137期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月30日 関東財務局長に提出。

#### (4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年6月30日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成20年7月8日 関東財務局長に提出。

#### (5) 四半期報告書及び確認書

第138期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日 関東財務局長に提出。

第138期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月28日 関東財務局長に提出。

第138期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月12日 関東財務局長に提出。

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書 平成20年6月25日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書 平成20年12月18日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の第30-2項を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日開催の取締役会において、会社の子会社が発行した英ポンド建劣後特約付永久社債の一部について、買入消却することを決議している。



#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住友信託銀行株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、住友信託銀行株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成20年12月26日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社は、平成21年5月26日に同社の発行した英ポンド建劣後特約付永久社債について一部買入を行い、その消却益を原資とした配当を平成21年5月29日に決議し、会社は受領している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 住友信託銀行株式会社

【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部  
(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)

当社神戸支店  
(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店  
(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店  
(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店  
(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 常陰 均は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社12社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社25社及び持分法適用関連会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達している当社（海外支店を除く）を「重要な事業拠点」といたしました。なお、総額で経常収益に含まれているリース事業に係る収益については、費用を控除した利息相当額を用い事業拠点の選定を行っております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として貸出金、預金、有価証券及び信託報酬に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 住友信託銀行株式会社

【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部  
(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)

当社神戸支店  
(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店  
(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店  
(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店  
(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 常陰 均は、当社の第138期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



